平成２６年（フ）第２８５号
大阪府松原市天美東９丁目14番25号
債務者　田代奈美子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
香川県丸亀市広島町釜の越3105番地３
債務者　平岡　克彦
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第７号
香川県坂出市林田町3355番地12　サンライトＫＩ－Ｂ棟103号、申立時の住所香川県坂出市久米町２丁目10番14号
債務者　畑本　麻樹
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第２９３号
東京都昭島市拝島町３丁目９番１―603号
債務者　杉本江利子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３０２号
東京都昭島市美堀町５丁目１番16―105号
債務者　舩木　桂子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９０９号
大阪市淀川区塚本２丁目２番23―210号
債務者　小谷　有里
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０６７号
大阪市浪速区敷津西１丁目９番21―502号
債務者　柏　　昌男
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１００号
大阪市都島区東野田町１丁目13番18―1202号
債務者　村井実こと　蔡　　実
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７５号
静岡市葵区安倍口団地７番15―505号
債務者　土山　光則
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８２号
静岡市駿河区東新田４丁目１番１―1302号、旧住所静岡市駿河区東新田４丁目１番１―310号
債務者　加藤　友梨（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６５号
横浜市港南区笹下２丁目20番24号　グランデュールＳ202
債務者　吉田　球美
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７５号
横浜市青葉区たちばな台１丁目21番地３　コスモライト102
債務者　近澤みどり
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８７号
横浜市南区共進町１丁目25番地４　森アパート101
債務者　山中　恵美
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３６号
大分県日田市亀山町４番15号　グリーンマンション亀山403号
破産者　三苫　　操
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第５０号
長野県佐久市岩村田5009番地５
破産者　塚田　　豊
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第８７号
山形県米沢市門東町２丁目８番２号
破産者　大峡　祐一
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部